

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年2月まで

私は、厚生年金保険被保険者の資格喪失後の昭和47年9月又は10月頃、A市区町村役場窓口で国民年金の加入手続を行い、その後、同役場窓口で、申立期間を含めた未納期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。その際、納付し忘れたとしても、納付書等が送られてくれば期限に遅れないように納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、オンライン記録及びA市区町村作成の国民年金被保険者カードによると、申立人は、昭和47年6月18日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、申立てどおり、同年9月16日に国民年金の加入手続を行い、同年10月31日に申立期間直前の同年6月から同年11月までの国民年金保険料を一括して納付したことが確認できる。

また、申立人は、「昭和47年9月又は10月頃、A市区町村役場窓口で国民年金の加入手続を行い、その後、過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付した。もし、その際に申立期間の保険料を納付しなかったとしても、48年3月に就職した会社において厚生年金保険に加入するまでの保険料については、納付書等が送られてくれば期限に遅れないように納付したはずである。」と供述しているところ、A市区町村は、「申立期間当時の国民年金保険料納付は納付書方式であり、各被保険者に納付書を送付していた。」と説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案570

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年4月まで
平成元年4月頃、A市区町村（現在は、B市区町村）役場において、父が私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間について、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の資格取得年月日等から、平成8年3月以降に払い出されたものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金加入手続きを行った時期、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案571

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成元年5月まで
時期についてははっきり覚えていないが、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を全て遡って納付したと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の加入手続日等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年7月にA市区町村で払い出されたものと推測され、当該時点において申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料の納付に必要な金額をB都道府県の実家から送金してもらうためにC都道府県において口座を開設した。」と供述しているが、当該口座に係る通帳の写しによれば、当該口座は、平成3年10月2日に開設されていることが確認でき、口座開設時から6年4月1日までの期間において、唯一3年10月4日に振り込みを受けていることが確認できるところ、同日に引き出された金額7万2,800円は、当該時点で制度上納付が可能な元年9月を始期とした2年5月までの保険料額の合計と一致し、当該期間は納付済期間となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案572

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年5月まで
申立期間当時、母親が私、姉及び妹の三人分の国民年金保険料を納付してくれた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得年月日は、基礎年金番号導入後の平成18年4月1日であることが確認できる上、申立人に対して別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親が、申立人、申立人の姉及び妹の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認できない。

さらに、申立人の姉の国民年金手帳記号番号はA市区町村において昭和50年10月以降に払い出されたものと推認でき、申立期間の大半は未納となっている上、申立人の妹についても、その国民年金手帳記号番号は58年2月以降に払い出されたものと推認でき、申立期間は20歳前の期間又は未納となっているなど、申立期間当時、申立人の主張する納付状況はうかがえない。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認

めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月頃から平成2年1月頃まで
私は、申立期間において、「A事業所」のB店、C店及びD店に勤務していたが、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「『A事業所』のB店、C店及びD店に勤務していた。」と主張しているところ、申立事業所の業種及び所在地等に係る申立人の供述を基に収集した商業登記簿の記録から判断すると、申立事業所である「A事業所」は、「有限会社A事業所」であることが推認でき、申立人の業務内容等に係る具体的な供述から判断すると、申立人が、勤務期間の特定はできないものの、「有限会社A事業所」に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿において、有限会社A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない。

また、有限会社A事業所の元役員は、「有限会社A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、従業員は給与から厚生年金保険料を控除することも無かった。現在、有限会社A事業所は廃業しており、当時の賃金台帳等も保管されていない。」と供述している上、当該元役員を含む前述の商業登記簿において確認できる役員5人について、オンライン記録において申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、4人については厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、残り一人については、別の事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の給与明細書等を所持しておらず、当時の同僚

については姓のみの記憶であることから、同僚の所在等を確認し、当該同僚から当時の事情について聴取することもできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月26日から61年4月1日まで
申立期間当時、A事業所B施設においてC業務担当者（臨時的任用職員）として勤務していた。

A事業所D部局から交付された申立期間に係る発令通知書もあり、勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された発令通知書により、申立人が、昭和60年8月26日から61年3月31日までの期間について、A事業所B施設において、C業務担当者として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録を確認したところ、A事業所B施設を所管するA事業所D部局は、昭和63年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所D部局は、「申立人は、E組合の加入対象とならない臨時的任用職員であったが、昭和63年3月31日以前の期間について、当事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人を厚生年金保険に加入させることはなく、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、申立人の父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和58年8月23日から62年6月5日までの期間について、申立人が申立人の父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月10日から12年10月1日まで

私は、平成11年5月10日から12年9月30日までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）で、C業務担当社員として勤務した。

健康保険は「D健康保険組合」に加入しており、健康保険料及び厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の在籍証明書の写し及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は廃棄されており、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は得られない。

また、申立人が、申立事業所に勤務する前に勤務していたE事業所（現在は、F事業所）が加入するF健康保険組合から提出された健康保険資格証明書によると、申立人は、申立期間を含む平成11年4月1日から12年10月1日までの期間において、当該健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人と同職種であり、申立人と同時期に申立事業所に採用されたとする複数の同僚についても、当該同僚が採用されたとする日は厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全てのC業務担当社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間を含む平成11年5月1日か

ら12年10月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。